

入学考査料、入学料及び授業料等の納付について

(令和5年4月1日現在)

区 分	入学考査料	入 学 料	授 業 料 (通信制課程は通信教育受講料)		
			年 額	納入回数	1回の納入額
全 日 制 課 程	2,200 円	5,650 円	118,800 円	2 回 (注)	第1回： 年額の3/12 第2回： 年額の9/12
定 時 制 課 程	950 円	2,100 円	32,400 円		
定 時 制 課 程 (単 位 制)	950 円	2,100 円	1 単位当たり 1,740 円 ×履修単位数		
通 信 制 課 程	950 円	500 円	1 単位当たり 336 円 ×履修単位数		

(注) 授業料・通信教育受講料の納入回数は2回ですが、分割払をすることも可能です。

1 入学考査料

入学考査料は、所定の納付書により東京都指定金融機関等に納付し、入学願書裏面に領収証書を貼り付けてください。インターネット出願においては、出願サイト上でのクレジットカード決済も可能です。

なお、窓口の営業時間終了等で金融機関に納付できない定時制・通信制志願者（昼夜間定時制の志願者を除きます。）に限り、入学願書提出の際、志願校に現金で納付することも認めています。

2 入学料

(1) 合格者には、合格発表時に東京都教育委員会が発行した「東京都立学校入学料納入通知書」を配布しますので、金融機関等で納付してください。納付期限は、合格発表日の翌日を起算日として5日以内です。ただし、5日目が土・日・祝日に当たる場合は、金融機関等の翌営業日になります。

(2) 入学料の納付が経済的に困難な家庭については、入学料を免除又は2分の1減額する制度があります。

3 授業料・通信教育受講料

(1) 高等学校等就学支援金

平成26年度入学生から、高等学校等就学支援金制度（以下「就学支援金」という。）が導入されました。就学支援金は、保護者等の「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額（※）」が30万4,200円（年収目安約910万円）未満の世帯が対象で、認定された場合、学校に就学支援金を支給することで、生徒の授業料が無料になる制度です。手続を行わない場合、授業料を御負担いただくことになります。なお、標準修業年限（全日制3年、定時制通信制4年）を超えて在学している方は、就学支援金の対象になりません。

標準修業年限を超えて在学し、過去に中途退学をしたことがある方は、学び直し支援金制度により、卒業までに必要な在学期間のうち、最長12か月（定時制及び通信制の場合は最長24か月）、就学支援金と同様の支援を受けられる場合があります。

申請方法等につきましては、入学した学校の経営企画室にお問い合わせください。

※ 政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じて計算します。

(2) 授業料・通信教育受講料の減額・免除制度

授業料・通信教育受講料の徴収対象となる方のうち、授業料等の納付が経済的に困難な家庭については、授業料等を免除又は2分の1減額する制度があります。

詳細は、入学した学校の経営企画室へお問い合わせください。

4 学校徴収金

授業料・通信教育受講料とは別に学校に納付していただくものとして、学校ごとに決定した修学旅行積立金、生徒会費、定時制の給食費等の学校徴収金があります。

学校徴収金の内容・額及び納付時期等につきましては学校によって様々ですので、詳しくお知りになりたい方は各学校の経営企画室にお問い合わせください。

5 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金(奨学給付金)

平成26年度入学生から、授業料・通信教育受講料以外の教育に必要な経費（教科用図書購入費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動等参加費、生徒会費等）の負担を軽減するため、次のアからウまでの全ての要件を満たしている保護者を対象に、返済不要の給付金を給付します。

ア 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する高校生がいること。

イ 生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税（0円）（家計が急変した場合も含む。）の世帯であること。

ウ 保護者が都内に住所を有していること。

6 給付型奨学金

平成29年度から誰もが安心して学び、持てる可能性を最大限伸ばすことができるよう、学習の成果を明らかにする資格試験や学校における勉強合宿・語学合宿等、多様な教育活動にかかる経費等を、保護者の代わりに都が負担する都独自の現物給付方式の奨学金制度が導入されました。具体的な対象経費については学校によって異なりますので、申請方法や対象経費等につきましては、入学した学校の経営企画室にお問い合わせください。生徒・保護者への現金給付は原則としてありません。

7 主な支援金制度の比較

制度	就学支援金		奨学のための給付金		給付型奨学金
対象経費	授業料		授業料以外の教育費の一部		学校が定める教育活動へ参加するための経費
対象世帯	区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額が304,200円未満の世帯 (年収約910万円未満)		生活保護受給世帯 並びに 都道府県民税所得割及び 区市町村民税所得割が非課税 (家計が急変した場合も含む。)の世帯 (年収約270万円未満)		生活保護受給世帯 並びに 都道府県民税所得割額及び区市町村民 税所得割額を合算した額が 85,500円未満の世帯（家計が急変した 場合も含む。） (年収約350万円未満)
支給金額	全日制課程	月額9,900円	生活保護 受給世帯	32,300円	生活保護受給世帯 並びに都道府県民 税所得割及び市区町村民税所得割が 非課税の世帯 上限50,000円
	定時制課程	月額2,700円	非課税世帯 (第1子)	117,100円	
	定時制課程 (単位制)	1単位につき 1,740円	非課税世帯 (第2子)	143,700円	都道府県民税所得割額及び区市町村民 税所得割額を合算した額が 85,500円未満の世帯 上限30,000円
	通信制課程	1単位につき 336円	非課税世帯 (通信制)	50,500円	

(注) 令和5年度現在のものであり、対象世帯や支給金額が変更になる可能性があります。

8 東京都指定金融機関等について

入学考査料等を納付できる金融機関の一覧については、東京都会計管理局のホームページにて確認できます。

※ 東京都会計管理局ホームページ

<https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/koukinshuunou.htm>

(東京都会計管理局ホームページ内の「東京都公金を納付できる金融機関一覧」を表示します。)

◎ 受験生チャレンジ支援貸付事業のご案内

中学３年生等の受験生を養育する一定所得以下の世帯を対象に、学習塾代や受験料に必要な資金を貸し付けることにより、子供たちの進学を支援します。

<概要>

- 1 対象 中学３年生又はこれに準じる方を養育する一定所得以下の世帯の生計中心者
- 2 貸付内容 塾代及び受験料の貸付を行い、**進学（入学）した場合は償還を免除します。**
- 3 貸付金額等 塾代 上限２００，０００円、 受験料 上限２７，４００円（４校まで）
※ 受験料は、都立高校入学考査料のほか、私立高校等の受験料も対象です。
ただし、１校あたり上限２３，０００円です。
- 4 貸付利率 **無利子**
- 5 申込方法 お住まいの区市町村の窓口にお問い合わせの上、お申し込みください。

<貸付要件>

- 世帯（父母等養育者）の総収入又は合計所得金額が一定の基準以下であること
（収入基準の一例）※総収入の場合

世帯人数	２人	３人	４人
一般世帯		4,410,000 円	5,049,000 円
ひとり親世帯	4,057,000 円	4,966,000 円	5,772,000 円



事業キャラクター
「チャレニャン」



- そのほかにも貸付の要件があります。

- 詳細は専用 Web サイト（<https://jukenchallenge.jp/>）をご確認ください。→

本事業の詳細及びお住まいの区市町村の窓口の連絡先については、以下に問い合わせてください。
東京都福祉局生活福祉部地域福祉課生活援助担当 電話 ０３（５３２０）４０７２（直通）